

報告第3号

教育庁等の職員の任免についての専決処分報告

教育庁等の職員の任免について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

平成26年3月27日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

教育庁等の職員の任免について、教育委員会を開くいとまがなく専決処分を行ったので、これについて教育委員会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により、教育庁職員の任免について専決処分を行う。

平成26年3月20日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

教育庁職員について、次のとおり発令する。

（平成26年3月31日付け）

現在職	氏名
教育次長	栗津 尚悦

議会事務局へ出向を命ずる

（平成26年4月1日付け）

新任職	現在職	氏名
教育次長	総務部参事（兼）秘書課長	島崎 正実
幼保推進課長	総務課政策監	渡辺 哲也

（頭書）を命ずる